

# 学校危機管理マニュアル

〈迅速な報告・連絡・相談〉

専門学校 北日本自動車大学校

# 1 学校における危機管理について

## 1 危機管理の目的（何を守るのか）

- ①学生の命を守る
- ②学校に対する社会的信用・信頼を守る

## 2 危機管理の対応

### （1） 予防的対応

- ①事故・事件が起こらない日常の学校経営・学校運営を行う。
- ②日常の学生の観察記録を行う。
- ③小さな異変やサインを見逃さない。

### （2） 発生時の対応

- ①生じた危機の確認・調査→正確な情報（原因・状態等）
- ②危機管理の方針→手段の選択・組織の編成等
- ③危機の処理→「迅速に」「的確に」「あらゆる場面」を考えて
- ④終結の明確化→組織運営の正常化

## ポイント

- ☆状況は、「詳しく」「落ちなく」
- ☆対応は、「迅速かつ誠意をもって」～その時、その日のうちに～
- ☆3ない方針で、「あきらめない・見逃さない・見捨てない」

## 3 危機管理システム

### （1） 報告すべき事項

5W1H（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ+どのように）

### （2） 報告システム

現場（発見者・担任）→ 教頭 → 校長 → 指示 → 処置

・教頭→救急車・北海道学事課

・マスコミ等への対応は窓口一本化

（対応は、事故の内容、程度により校長の判断で校長または教頭に一本化する）

### (3) 予想される危機管理の範囲

#### ①交通事故関係

- 学生の登下校中の交通事故
- 学生の休日・放課後の交通事故
- 社会科見学等の校外学習時の交通事故
- 職員の出退勤途中の交通事故

#### ②学校内での事故事件

- 運動場での事故（指導者あり）授業中・クラブ活動他  
（指導者なし・監督義務あり）  
（指導者なし・監督義務なし）
- 校舎内での事故（指導者あり）授業中・給食中・清掃中・クラブ活動中  
（指導者なし・監督義務あり）  
（指導者なし・監督義務なし）
- 不審者の侵入
- 実習場での事故
- 問題行動（不登校・いじめ等）
- 教育上のトラブル（体罰）・騒音・自殺予告電話等
- 食中毒（給食・調理実習・水道水等）
- 職員のけが・病気

#### ③人災

- 火災（避難訓練に基づく）
- ガス漏れ
- 停電

#### ④天災

- 風水害
- 地震

### (4) 事故の内容

- ①けが（けんか・悪ふざけ・施設の欠陥・体罰・不注意・車等）
- ②肉体的病気（慢性病・発熱・中毒・いじめ等）
- ③精神的病気（不登校・不登校気味・いじめ・思春期の悩み）
- ④おぼれ（プール・海）
- ⑤死亡

## 2 学校における危機管理について

### (1) 事故発生時の処理と手順

#### ① 事故発生

応急処置（搬送を含む） 担当者・発見者・担任

◆連絡・応援要請 ◆負傷者の状況把握

◆時刻・事態の確認 ◆関連事故の防止（指示）

◇本人及び周囲を落ち着かせる

◇活動(学習)等の一時停止

◇安全な避難・誘導

#### ② 学校内の連絡

◇校長・教頭・教務 ◇事務 ◇学級担任(学年主任)

(状況に応じて一度に集めて連絡をする。対策について確認する)

◆保護者への連絡(処置について意向打診) 担任

◆校医の指示を受ける一担任

◆救急車出動要請・医療機関への搬送(添乗)・教頭・担任・事務

◆負傷者に付き添う(保護者に渡すまで) ・担任・事務

(随時学校へ連絡を入れる)

#### 【救急車依頼について】

#### ★電話の対応：TEL 119

①「もしもし、救急車をお願いします。」

②報告者名「私は・・・です。」

学校名「専門学校北日本自動車大学校です。」

所在地「上芦別町118-132です。」

電話番号「22-3811です。」

③疾病者等の人数・性別・年齢・氏名

④疾病等の状況「いつ」「どこで」「どうして」「意識の有無」「身体状況」

⑤救急車到着までにしておくことは何か。

⑥学校入り口ではサイレンを止めていただくよう依頼する。





### ③ 事後処理

- ◆事故対策班の編制（処理分担・外部への窓口－教頭）
- ◆事故原因の調査と正確な事実の記録－担任・教頭
- ◆負傷者・保護者への対応（被害者、加害者を訪問・見舞い等）－担任
- ◆北海道学事課への報告（電話及び文書）－教頭
- ◆職員会議（反省と改善策・再発防止等）－校長
- ◆残りの学生及び保護者に対する指導・説明（指導の徹底）－担任
- ◆専修学校各種学校学生・災害傷害保険（職業教育・キャリア教育財団）の手続き－事務
- ◆負傷者・保護者への対応を継続－校長・教頭・担任

#### （２） 校内組織

校長－事故対策班（常設メンバー＋必要に応じて）

・教頭・教務主任・生活指導主任

#### （３） 配慮事項

- ①負傷者・保護者に対して、校長(教頭)・関係職員は誠意を尽くすこと。  
(解決するまで接触を継続する)
- ②保護者へ速やかに「落ち着いて正確に、要領よく」報告すること。
  - ・禁句(十分注意した、大したことはない、責任逃れ「指導書に従って指導したので間違いありません」等)に注意するとともに、推測・大げさな表現・正当化・弁解等を慎むこと。
  - ・当事者の家庭のみでなく、相手側にも連絡する。
- ③医療機関について、保護者の意見(指示)を聞くこと。
- ④頭部・腹部打撲が予想される場合は、後で症状が出ることもあるので、帰宅後も追跡調査するなど留意すること。
- ⑤外部に対し窓口を一本化し、同一内容を発表すること。(報道関係・地域・PTA等)
- ⑥全職員の共通理解のもとに、指導・協力体制を確立すること。
- ⑦日時を追って、事故発生後の経緯を克明に記録すること。
- ⑧長期入院(治療)が予想される場合、保護者に対し専修学校各種学校学生・災害傷害保険について説明すること。

#### (4) 報告内容

##### ①関係者氏名

(学生氏名) 在籍学科 学年 氏名 年齢

(保護者氏名年齢続柄)

(指導者) 氏名年齢性別担任名校務分掌

(加・被害者) 氏名年齢職業住所

##### ②日時平成年月日(曜日) 時分頃

##### ③場所〇〇市(郡)〇〇町〇〇番地(国道・道道・市道・町道等)

##### ④負傷の部位・程度具体的に記載する。

##### ⑤事故の概要(活動)中に(負傷)した。

ア. 事故直前の状態(学校管理下の有無・被害者が事故に遭うまでの行動。特に違反行為や心理状態等)

イ. 事故発生の原因・状況(学生・が加害者であれば、どうして事故を起こしたか。また、違反行為も記入する。)

ウ. 救急処置の状況

エ. 病院への搬送方法

オ. 経緯と今後の見通し

カ. 学校の対応

キ. その他(交通事故の場合; ヘルメットの着用・免許取得・違反行為等の有無等)

### 3 自殺予告電話にかかわる緊急電話の対応について

- (1) 電話を受けたときの対応に心を配る（電話を受けた者）
  - ①被相談者としての傾聴・受容・共感の姿勢で十分話を聞く。
  - ②相談者の心を落ち着かせる。
  - ③相談者とともに、どうしたらよいかを考える。
  - ④相談者の提案を受け入れ、善処することを伝える。
  - ⑤相談を次回につなぐ約束をする。
- (2) 電話を受けた内容について、情報を収集する（関係学生の担任・教頭・教務主任）
  - ①内容に関係した行事や事件について調査する。
  - ②関係した学生の様子について調査する。
  - ③友だち関係について調査する。
- (3) 警察署に連絡する（校長）
  - ①報告・連絡・相談・指導の連携を密にし、早期解決に努力する。
- (4) 関係機関との連携を図る（教頭）
  - ①PTA ②民生学生委員 ③近接学校 ④警察 ⑤報道機関

・対応については窓口を一本化し、職員個々での対応はしない。  
（窓口は校長または教頭とする）
- (5) 得られた情報を冷静に分析する（全職員）
  - ①対策委員会を開いて情報を分析し、基本方針・対応策を決定する。
  - ②職員会議を開き、状況報告をするとともに教職員の役割分担を明確にして共通理解を図った上で対策を実行する。
  - ③（相談者の氏名の特定化を図る）
- (6) 電話で子どもの所在を確認する（担任）
  - ①電話連絡網で担任が直接、個々の家庭に電話をし、子どもの所在を確認するとともに、安否を確かめる。
- (7) 全校朝会で全校学生に対して指導を行う（校長・生活指導主任）
  - ①命はかけがえのないものであり、自分だけでなく他人の命も尊重しなければならないこと。
  - ②自殺予告は問題の先送りであり、何の解決にもならないこと。
  - ③一方的な自殺予告行為で学校行事等の中止を訴えることは、他人を犠牲にし、多くの学生に迷惑をかけることであり、絶対に許されないこと。

## 日常的な指導・対策

- ①気にかかる学生について共通理解を深め、全職員で支える体制を取る。
- ②必要に応じて生活実態調査を実施し、いじめ等の問題把握に努める。
- ③定期的に校内巡視を行い、巡回指導を継続する。
- ④定期的に個人面談を実施し、正しい学生理解に努める。
- ⑤相談受け入れ体制を充実させる。
- ⑥教職員と学生の信頼関係を確立した上で、学生同士の人間関係に気をつけて、学生に応じた目標を持たせて、成就感・存在感を味わわせる。



## 4 不登校や不登校傾向(登校しぶり)の対応について

### (1) 不登校や不登校傾向の学生の把握

- ①休みがちな学生等の把握をする。  
(担任・学年主任・生活指導主任)

### (2) 事実の把握、原因の究明

- ①休む原因の究明にあたる。  
(担任・学年主任・生活指導主任)

### (3) 不登校対策委員会(全職員)

- ①状況について報告し、今後の対応について共通理解を図る。
- ②援助指導にあたる。
  - ◆学生の心情に寄り添う。
  - ◆あきらめない・見捨てない・根気強く

### (4) 対応

- ①関係機関との連携を図る。(教頭・担任)
  - ・民生委員・学生相談所・カウンセラー等
- ②指導の経過について随時報告し、指導や対応を継続する。(担任)
- ③定期的に、学年会・不登校対策委員会を開き、解決策について検討する。
- ④援助指導を継続し、解消に努める。
- ⑤解消については、各種の委員会での協議を経て、校長が判断する。

## 5 いじめ問題の対応について

### (1) いじめ問題発見

#### ①いじめ問題発見

◆保護者から◆本人からの訴え◆まわりの学生からの報告◆教職員の発見

### (2) すぐに対応する（担任・関係職員）

#### ①事実を把握し、報告する。

◆担任→学年主任→生活指導主任→教務主任→教頭→校長

#### ②共通理解し、対応について協議する。

◆いじめ対策委員会で検討する。（全職員）

#### ③必要に応じて関係機関（市教委・主任学生委員等）との連携を図る。（教頭・校長）

### (3) 被害学生・加害学生への指導（担任・学年主任・生活指導主任）

#### ①状況により、学級、学年、全体での指導を進める。

### (4) 保護者への対応（担任・学年主任・生活指導主任・教務・教頭・校長）

#### ①被害学生の保護者へ

◆実状とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。

#### ②加害学生の保護者へ

◆事情を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

### (5) 学生への指導の継続

#### ①状況によっては、PTA等にも説明し、協力を依頼する。

#### ②指導を継続し、随時指導の経過を報告する。

◆解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。

#### ③事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

### (6) 解消

#### ①各種の状況をもとに対策委員会で検討し、校長が判断する。

## 6 台風・暴風雪等の対応について

### (1) 休校・早退の決定について

- ①台風・暴風雪の大きさ・速度・方向等により、人命優先を第一に考え、登下校ガイドライン（次ページ参照）をもとに協議する
  - ◆校長・教頭・教務主任・生活指導主任・学年主任他で協議する。  
（緊急の場合は、校長・教頭で決定する）
  - ◆実情により近隣機関と足並みをそろえる場合もある。
  - ◆実情により北海道学事課の指導を受けて、決定する場合もある。
- ②休校等の連絡(教頭)を受けた場合、処置の指示(たとえば、連絡網で保護者に連絡等)が終了または確認したことを教頭に報告する。(教頭は校長へ)
- ③北海道学事課へ報告する。(校長・教頭)

### (2) 安全下校についての協議内容

- ①危険箇所の確認

### (3) 下校方法

- ①担任は、帰宅ルートの危険性を確認する。
- ②必要に応じて保護者の送迎を要請する。

### (4) 学級での下校指導

- ①単独行動を取らない。
- ②途中立寄りなどをせず、速やかに下校する。
- ③側溝付近では足元に注意する。
- ④風が強いときには傘をささない。
- ⑤保護者が迎えに来られたときには、必ず担任に連絡するように指導する。
- ⑥遠方の学生は、帰着連絡をするように指導する。

→ 連絡を受けた職員は教頭へ連絡し、緊急掲示板に記入する。

## 暴風雪警報等による登下校ガイドライン

### <暴風雪警報等が発令された場合のガイドライン>

#### 対象となる警報

暴風(雨、雪)警報・大雨警報・洪水警報

#### ★登校について

- ①午前7時の時点でいずれかの警報が発令されている場合 臨時休校
- ②午前7時までに上記すべての警報が解除された場合 通常どおり登校
- ③前日に台風の進路予想から、午前中に上記の警報が発令されることが十分予想される場合  
校長が情報確認後、臨時休校

#### ★下校について（学校に登校後警報が出た場合・警報が出そうな場合）

- ①登校後、上記のいずれかの警報が発令された場合 学校内待機
- ②上記のすべての警報が解除された場合校長が安全確認後、下校
- ③午後から警報が発令される可能性がある場合校長が安全確認後、早めに下校  
※下校先を決めておくか、学校待機か、登校前(事前)に決めておいてください。  
※当日、保護者への確認作業はできません。

#### ★その他の大切なこと

- ①警報が解除されても保護者の判断で自宅待機もしくは欠席させるときは、学校へ連絡ください。
- ②警報発令当日の”臨時休校”・”自宅待機”・”通常どおり登校”については、学校からは連絡しません。テレビ・ラジオの報道及び市防災無線による警報発令でお確かめください。  
※学校への確認の電話は対応できません。
- ③早めに下校する場合に備えて、事前に家族で話し合い、下校先を決めておくか、学校待機か、登校前(事前)に決めておいてください。  
※当日、保護者への確認作業はできません。
- ④通常発令される大雨警報・洪水警報については、十分安全を確かめの上、登校させてください。

## 不審者の侵入

★ 学生の安全確保を第一とする。

### 第1 情報キャッチャー (学生からの連絡・教職員による発見)

#### 発見した職員は、

・凶器をもたない場合

①その場で声をかける。

「何かご用ですか」

「誰にご用ですか」等

②状況により、近くの学生に職員室に知らせるよう指示する。

③情報を得たものは場所・人数を聞き、速やかに対応する。

④職員3名以上で急行する

・凶器をもつ場合

①学生を避難させ、安全を確保する。

②非常事態をまわりに知らせる。

火災報知器を押す・ガラスを割る等、大きな音を出す。

③近くの椅子・竹ぼうき等を持ち、

・時間を稼ぐ

・距離を保つ

④近くの学生に、一番近くにいる職員に知らせるよう指示する。

### 第2 情報キャッチャー (連絡・通報)

情報キャッチャーは速やかに概略を連絡

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 校長・教頭

#### 指示

職員 ⇒ 速やかに校外に出て、その後しばらく様子を見る

学生 ⇒ 定められた避難場所（グラウンド等）に避難させ、人員点呼する。

緊急事態に備え、近くの民家、商店に協力を求めるとともに、ふるさと公園等を避難所に指定しておく。

地域の協力者（PTA・育成協・110番の家等）に連絡する。

### 登下校時の不審者(声かけ・連れ去り)への対策

- ①日常的に校区内の危険な場所(人通りが少ない・暗い・交通量が多い等)の状況を把握しておく。
- ②校区内安全マップをつくる。

### 保護者・地域へのお願い

- 保護者による通学路の確認 ※交通状況など、用心すべきところを確認する。

### 不審電話に対する対策

- 友人の名前や電話番号を尋ねる電話がかかったときは、絶対に教えずに本人から連絡させますと言って、本人に確認のうえ不審と判断した場合は必ず学校または担任に連絡する。
- 事実の場合も考えられるときは、「いったん切って、こちらからかけ直します。」と言って相手方の電話番号を聞き出す。(はっきり言わない場合は不審電話と判断する)
- 公的な機関名やPTA関係を名乗る場合も通常個人宅へ電話することはない。
- 不審電話があった場合は、必ず学校や担任へ連絡する。
- 不審電話と判断したものが「わかりません」と言って電話を切る。  
続けてかかってきて脅されても、ひるまず切る。

# 問題発生時の対応例

## いじめ

いじめを受けていると本人・保護者・級友・地域等からの訴え有り

電話(投書)で訴えてきたり、特定の職員を指名してきた場合

- ・速やかに対応する。
- ・指名された職員が不在の場合は、不在の旨を知らせ、管理職とかわる。

## 情報キャッチャー

- ・訴えを真剣に受け止める。
- ・共感的に受け止める。
- ・訴え者の味方であることを知ってもらう。

## 報告

情報キャッチャーは、速やかに訴えの概略を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

## 指示

情報に基づき事実の確認調査を指示する。

被害者・加害者からの事情聴取

(・何時・誰が・誰に対し・どのような方法で) {必要に応じ管理職も入る。}

## 教頭・校長

- ・事実関係を報告する。
- ・報告に基づきどうすべきか指示し、必要に応じて所轄官庁へ報告する。
- ・特に、保護者への対応は誠意を持って迅速に行う。
- ・情報提供者への報告が必要な場合もあり得る。

## 万引き

### 店舗・保護者・地域・警察からの連絡

電話(投書)で訴えてきたり、特定の職員を指名してきた場合

- ・速やかに対応する。
- ・指名された職員が不在の場合は、不在の旨を知らせ、管理職とかわる。

### 情報キャッチャー

- ・訴えを真剣に受け止める。
- ・謝罪の言葉をきちんと述べる。

### 報告

情報キャッチャーは、速やかに訴えの概略を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

### 指示

情報に基づき事実の確認調査を指示する。

### 事情聴取

(・何時・誰が・誰に対し・どのような方法で) [必要に応じ管理職も入る。]

### 報告

事情聴取の結果を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

### 保護者への連絡

事実関係を報告する。

### 店舗等への謝罪

- ・報告に基づきどうすべきか指示し、必要に応じて所轄官庁へ報告する。
- ・特に、被害者への対応は誠意をもって迅速に行う。
- ・万引きは窃盗罪であることの認識を徹底させる。
- ・保護者、本人とは別に管理職(学校)も謝罪が必要な場合もある。



## 校内学生間暴力

### 学生からの連絡

教職員が発見した場合は、その場で制止する。

状況により、近くにいる学生に職員室に知らせるように指示する。

### 対応

場所・人数・誰と誰がの概略を聞き、速やかに対応する。

単独では行かない。男子職員最低3名以上で急行する。

### 情報キャッチャー

- ・情報キャッチャーは、速やかに訴えの概略を報告する。
- ・けが等があれば、まずその治療を優先する。
- ・状況により救急車の要請、警察への連絡、保護者への連絡

### 報告

事実関係を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

### 事情聴取

(・何時・誰が・誰に対し・原因は・動機は) [必要に応じ管理職も入る。]

### 報告

事情聴取の結果を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

### 関係保護者への連絡

- ・報告に基づきどうすべきか指示し、必要に応じて所轄官庁へ報告する。
- ・特に、被害者への対応は誠意をもって迅速に行う。
- ・補償・賠償等の問題が考えられる場合は弁護士に相談する。
- ・仲介は厳禁。

## 喫煙・飲酒

### 学生からの連絡

教職員が発見した場合は、その場で制止する。

状況により、近くにいる学生に職員室に知らせるように指示する。

### 対応

場所・人数・誰と誰が、の概略を聞き、速やかに対応する。

単独では行かない。男性職員最低3名以上で急行する。

### 情報キャッチャー

・情報キャッチャーは、速やかに訴えの概略を報告する。

### 報告

事実関係を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

### 指示

情報に基づき事実の確認調査を指示する。

### 事情聴取（個別に聴取する）

・タバコ、ライターなどの入手は ・家、寮ではどうか ・飲酒、喫煙の始まりの時期は

### 報告

事情聴取の結果を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

### 保護者への連絡、指導

・報告に基づきどうすべきか指示し、必要に応じて所轄官庁へ報告する。

## 深夜徘徊・無断外泊・家出

### 保護者、寮監からの連絡

いつか、要因等の概略を聞き、速やかに対応する。

### 情報キャッチャー

・情報キャッチャーは、速やかに訴えの概略を報告する。

### 報告

事実関係を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

### 指示

情報に基づき事実の確認調査を指示する。

状況により、警察への保護願いを保護者に出してもらう。

本問題行動は深夜にかかることが多い。指示するにあたっては配慮要する。

必要に応じ、所轄官庁へ報告する。

複数校、広範囲にわたる場合は関係学校・機関との連絡を密にする。

### 事情聴取（個別に聴取する）

・タバコ、ライターなどの入手は ・家、寮ではどうか ・飲酒、喫煙の始まりの時期は

### 報告

事情聴取の結果を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

### 保護者への連絡、指導

・報告に基づきどうすべきか指示し、必要に応じて所轄官庁へ報告する。

### 保護・発見されたら

・本人の状況等考慮しながら事情を聞く。

・常習者で幾度も幾度も繰り返す学生の場合は、関係機関と連携を取る。

（それなりの処置が考えられる。）

・保護者に対し、今後のことについて話し合いの機会を持つ。

・基本的に本件は家庭の管理下で発生する場合が多く、放任・保護能力に欠ける家庭が少なくないので、保護者への指導も課題である。

## 凶器携帯

日常的な指導で不要品を携帯しない、学校に持ち込まない指導を徹底する。

### 保護者からの連絡、学生からの連絡

- 具体的な形状等を聞き、速やかに対応する。
  - ・カウンセリング室、生活指導室等で穏やかに尋ねる。
  - ・生活指導主任、担任等複数名で当該と信頼関係を
  - ・持っている職員を当てる。
  - ・その場で所持していたら提示させる。
  - ・所持している目的、どのように入手したか、所有者はだれか。
  - ・現物を預かる。

### 情報キャッチャー

- ・情報キャッチャーは、速やかに訴えの概略を報告する。

### 報告

- 事実関係を報告する。

担任・学年主任・生活指導主任 ⇄ 教頭・校長

### 指示

情報に基づき事実の確認調査を指示する。

- ・本人の状況等考慮しながら事情を聞く。
- ・常習者で幾度も幾度も繰り返す場合は、関係機関と連携を取る。  
(それなりの処置が考えられる。)
- ・保護者に対し、今後のことについて話し合いの機会を持つ。

## 対教職員暴力・授業妨害

### 1. 方針

- ①冷静に対応する。一人で対応しないで(全職員)複数であたる。
- ②学生の信頼を得ている教職員(担任)を呼ぶ。落ち着かせよく話を聞く。  
日頃の学生との信頼関係が構築されていること、保護者との意思の疎通が重要となる。
- ③警察導入をためらわない。
- ④暴れたら『押さえ込む』職員の共通理解。

### 『押さえ込む』状況マニュアル

- ア警戒しながら遠くから見守る状況
- イ他の教員が援助につく状況
- ウ複数の教員で『押さえ込みに入る』状況
- エ緊急事態(全員体制)状況

- ⑤学校教育法第26条(出席停止)適応、学生相談所・警察との連携

### 2. 配慮事項

- ①教職員が怪我を負ったら、診断書を取らせる。
- ②被害届を警察に出す。
- ③学生の指導には本人のプライドや精神状態を考慮する。
- ④指導は段階をふまえ納得と了解の中ですすめる。
- ⑤保護者と連携を取り、別室登校等で様子を見ながら教室復帰の機会を捉える。

## すぐ切れて暴力を繰り返す

### 1. 方針

- ①原因を探る。必要であれば医療ベースに乗せる。
- ②保護者との意思の疎通を図る。
- ③関係機関との連携。(市教委・子ども課・学生相談所・警察・サポートセンター等)
- ④暴れたら『押さえ込む』職員の共通理解。

### 『押さえ込む』状況マニュアル

- ア警戒しながら遠くから見守る状況
- イ他の教員が援助につく状況
- ウ複数の教員で『押さえ込みに入る』状況
- エ緊急事態(全員体制)状況

### 2. 配慮事項

- ①他の学生の教育に支障がないようにする。
- ②他の学生への課外を阻止し校内の安全を確保する。
- ③管理職は教職員の安全にも心を配る。

## いじめによる不登校の場合

### 1. 方針

- ①いじめはどこでも起こりえるという認識に立つこと。
- ②早期発見・早期解決に努める。
- ③学級会・学生会の取組啓発。
- ④心の教室相談員・子どもと親の相談員・スクールカウンセラー・市教育研究所(メンタルフレンド・ヤングアドバイザー)の活用。
- ⑤関係機関との連携(主任学生委員・学生課・学生相談所等)

### 2. 配慮事項

- ①いじめ対策緊急5項目の実践
  - ア個人面談の実施
  - イ『引き継ぎ事項の点検』
  - ウ校内巡視の実施
  - エいじめ相談窓口の設置
  - オいじめ対策委員会の設置
- ②定期・臨時的にアンケート等による発見の努力をする。
- ③被害者(保護者)の訴えに心を傾けて聴き取る。
- ④いじめている子はもちろん、傍観者も許さない。
- ⑤いじめられている子に対し学級替えその他の弾力的な対応をする。
- ⑥学級会・学生会の取組を喚起する。

## 不登校学生の再登校に係る対応

### 1. 方針

- ①学校の受け入れ体制の確立と担任の役割を明確にする。
- ②本人・保護者との信頼関係づくりに努める。
- ③原因を探るため、可能な限り関係機関との連携を図る。
- ④心の教室相談員・子どもと親の相談員・スクールカウンセラーの活用。

### 2. 配慮事項

- ①出欠の確認、家庭訪問の実施を確実にいき、状況・要因把握に努める。
- ②登校刺激を機会あるごとに行う。(電話・訪問・プリント・行事への誘い等)
- ③学校に「心の居場所」「人間関係の輪」を増やせる機会をつくる。
- ④当該学生の不登校の状況を把握し対策を講じる。
  - 「家庭内暴力」対策を(保護者)と事前に話し合う。(※危ないときは逃げ、警察に連絡する。)
  - 「昼夜逆転」対策を保護者(家族)と事前に話し合うこと。
    - ・「休んだ日の過ごし方」は、基本的習慣の維持に努め、『テレビ・ごろ寝』をさせない。
    - ・個室にテレビ・ゲームを置かない。

## 別室登校に対する対応

### 1. 方針

- ①本人が一番行きやすい場所から登校を始める。
- ②本人が登校しやすい時間帯に登校させる。
- ③本人が興味を持つようなものを備える。(パソコン・本等)
- ④指導方針を学校として明確にし、内容について共通認識を持つ。

### 2. 配慮事項

- ①本人が使える机・ロッカーなどがある方が自分の居場所としての安心感が持ちやすい。
- ②教職員がずっと付きっきりでいる必要はないが、寄り添うような接し方をする。
- ③過ごし方について本人の気持ちを尊重する。
- ④構えて相談するよりも、一緒に活動しながらの方が話しやすい。活動を通したさりげない会話のきっかけをつくる。
- ⑤休み時間・休憩時間に友だちと話したりする機会をもてるよう、担任が配慮する。  
(誰となら会えるか本人の気持ちを確かめる。)

## 自殺予告電話への対応

- ①予告者の所在の確認「氏名を言わない場合」全校学生の所在を確認する。
- ②不明者については逐一学校(本部)に連絡を入れる。一刻も早い所在の確認。  
(学校連絡網・学年連絡網・学級連絡網の整備)
- ③警察へ届け、協力を依頼する。
- ④所轄官庁へ連絡する。

## 携帯電話への対策

### 1. 方針

- ①授業時間中は緊急時を除いて、通話、メール、SNS への投稿などは原則禁止とする。
- ②保護者への理解を求め、学校と一体となった取組を徹底する。
- ③携帯電話の功罪を継続指導で徹底する。

### 2. 配慮事項

- ・携帯電話の危険性を十分伝える。
- ・「校内での利用に関する方針を厳守する」「一般的なマナーを守る」
- ・出会い系サイト等へ興味本位でメール等をしない。
- ・データ通信料、通話料などについて異常がないか適時確認する。

## 茶髪と異装についての対策

### 1. 方針

- ①学校は、単に学習指導だけでなく生活指導もその重要な任務であることの自覚。
- ②学習指導を円滑に実施するためにも、生活規律は欠かせないこと。
- ③茶髪・異装は、学則違反の象徴として厳に禁止していること。
- ④高校でも、上級学校で禁止されていることを知らせることが重要。
- ⑤学則は、学校の教育目標を効果的に達成するため、必要最低限の内容を学校規律の基準として定めていること。

### 2. 配慮事項

- ①学則に定められていないことでも社会規範に照らし合わせて不条理のある場合は、正しく指導すべきである。
- ②日頃から信頼関係が構築されていれば説得にも快く応じると考えられる。
- ③ピアス・化粧等についても同様である。
- ④どうしても学則を遵守できない場合は、保護者への連絡と保護者からの指導を求める。



## 病原性大腸菌「O-157」の対応について

### (1) 保護者や学生に対しての指導

①手洗いを励行させる。

業間・昼休み・トイレ・清掃・体育後・給食前の石けん手洗い

②ハンカチ・ちり紙をいつも身に付けさせる。

ハンカチは洗濯したものと毎日取り替える。

③清潔な下着と衣服を着用するように指導する。

④水道水の使用について指導する。

・蛇口に口をつけて飲まない。

・残留塩素が検出されない日は、水道水を飲まない。

⑤配膳後、時間をおかず、すぐに食べるようにする。

⑥感染について正しく理解させる。

・空気感染はしないこと

・治った人からは感染しないこと

・汚染された食品や水などによる経口感染であること

### (2) 教職員の対応

①毎日の健康観察を入念に行う。

・腹痛・吐き気・下痢などの症状があるときは、保護者に連絡を取り、医師の診察を受けるようにすすめる。

②給食配膳台の衛生に気をつける。

③水道水の検査を行い、記録する。

### (3) 患者や保菌者が出た場合の対応

①防災委員会で事後措置を協議する。

・校長・教頭・教務主任・調理師等

・学校医に連絡相談し、必要によっては協議への参加を依頼する。

②概要を保健所に連絡し、指導を受ける。(第1報)

③該当学生及び全校学生への指導を適切に行う。

・保菌者で元気な場合は、出席停止にするかどうかを検討する。

・担任は学生の家を訪問して、実態把握をするとともに学生を激励する。

(家庭訪問できない場合は、電話で励ましを行う)

- ・ プライバシー保護に留意するとともに、秘密を守る。
- ・ 該当学生がいじめにあったり、差別を受けたりする問題が生じないように適切な指導を行う。
- ・ 事後指導内容を確認した上で、指導の徹底を図る。

④外部との対応は、窓口を一本化する。

マスコミや保護者等からの問い合わせについては、窓口を一本化し職員が個々に対応しないようにする。(窓口は教頭とする)

⑤関係官庁に詳細を文書報告する。(第2報)

## 交通事故発生時の対応について(職員用)

### (1) 人命優先の処置をする

- ① 被害者及び加害者の傷害の程度にもよるが、人命を第一に尊重し、病院搬送、救急車の要請などを優先する。

### (2) 関係機関へ通報する

- ① 警察署(110番)
- ② 校長(不在の場合は教頭)
  - ・校長が指示した職員が現場へ急行し、現場検証に立ち会うとともに事故の状況について、情報収集する。
- ③ 車両損害保険会社

### (3) 相手についての情報を聴取する・安易な示談をしないで、きちんとした処理をする。

- ① 氏名・年齢・住所・連絡先電話・職業等
- ② 運転免許の確認(できればコピーする)
- ③ 車両損害保険の有無(保険会社名)
- ④ 立会人の氏名・連絡先
- ⑤ 事故現場の略地図を記録しておく。

### (4) 現場での警察署の事情聴取には誠意を持って答える

- ① 立会人を入れて、事故に至る状況を確認する。
- ② 警察署の判断を確認する。

### (5) 相手の傷病については、誠意を持って対応する。

### (6) 警察署への出頭期日を確認する。

### (7) 再発防止策を協議し、実践する。

## 交通事故にあわないために

### ①道路交通法を厳守する。

- ・ 車間距離を保つ
- ・ 無理な追い越しはしない。
- ・ バイクの走行に留意する。

### ②ゆとりを持った運転に心がける。

- ・ 出勤、退勤時間に余裕を持つ。
- ・ 心身の健康保持増進に心がける。
- ・ 「お先にどうぞ」の気持ちで！

### ③飲酒運転及び酒気帯び運転を絶対にしない。

- ・ 飲酒運転はあくまで自分の責任であり、重い責任がかかる。
- ・ 厳重な処罰をされることは確実である。
- ・ 懇親会等は休日前に設定し、公共交通機関が動いている時間帯で閉会する。
- ・ 自家用車通勤者は、酒席がある日は事前に飲酒後の帰宅手段について教頭へ申告する。

## 学校事故等によるマスコミへの対応

### (1) 取材前に

- マスコミが学校に来る前に、関係職員で速やかに対応について協議する。  
(校長・教頭・教務主任・生活指導主任・担当学年主任・担任等)
  - ・関係学生(職員)への対応
  - ・関係機関への連絡…北海道学事課へ報告し、指示をあおぐ
  - ・関係学生に関する情報収集
  - ・役割分担の確認
  - ・今後の対応
  - ・マスコミ対応についての確認

### (2) 基本的な視点

- 取材申し込み等の外部との窓口は一本化(校長または教頭)する。
  - ・電話での取材は内容等の誤解を招くので、応じない方向で進める。
  - ・取材場所、取材時間を取り決める。
  - ・授業や教育活動に支障のない範囲ですすめる。
- 記者会見を設定し、個々の報道各社の取材に応じないようにする。
  - ・校内対応が遅れないようにする。
- 学生の教育、人権の保障を常に考えて対応する。
- 取材場所は校長室等を使用する。
  - ・校内での自由な取材は許可しない方向で進める。
- トラブル防止のため2名以上で対応する。
  - ・原則として校長・教頭・教務
- あらかじめ予想される質問を考え、きちんと答えられるように準備しておく。
  - ・事故に対する学校の態度
  - ・事故後の学校の対応
  - ・今後の指導方針
  - ・事故前の学校の指導や留意していたこと等

### (3) 取材を始める前に

- 報道機関名、担当記者名を確認する。
- 取材に応じる時間を確認する。(○時○分～○時○分まで)
- 報道陣の入る場所を限定する。
  - ・学生に動揺を与えないという観点から
- 学生の人権や教育上の配慮事項等の約束をする。

学校は教育の場であり、学生の教育と人権を守らなくてはならないので、以下の点について理解を求める。

- ① 学生や関係者の実名を公表しない。
- ② 学生等の顔写真の掲載や発表はしない。
- ③ 学生や教職員への直接インタビューは、校内では原則としてしない。
  - ・学生の動揺を抑え、少しでも早く落ち着かせる観点から、報道陣への理解を求める。
  - どうしてもというときには、教職員や上司の付き添いのもとで行う。
- ④ 授業風景の写真やビデオ撮影、授業中の教室への出入りは次の観点から原則としてしない。
  - ・学生に動揺を与え、授業に支障がある。
  - ・学生の顔が写り、人権上問題がある。
- ⑤ 校内を撮影するときは、撮影してもよい時間、撮影してもよい場所を指示し、必ず教職員が案内するので、それに従ってほしい。

#### (4) 取材中の対応

- 憶測や推量で答えない。
- 事実のみ、必要な部分について答える。
  - ・質問に対して、曖昧なことは「確認中」「まだ確認していない」と答える。
- 質問以外の余分なことに触れないようにする。
- 学生の人権を守ることを第一に考える。
- 時間を守り、長引かないようにする。

#### (5) その他

##### ①事故対応の役割を決めておく。

- 校内の指揮・総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・校長、教頭
- 校内への指示事項伝達・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭、教務主任
  - ・教頭は対外的対応に追われると予想されるので、教務が中心となる。
- 外部関係機関への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
  - ・事故報告(第一報は電話報告)・・・・・・・・・・教頭
  - ・事故報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭
  - ・北海道学事課・・・・・・・・・・・・・・・・・・校長(教頭)
- 当該学生への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・担任
- 記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・教務、担任
  - ・時刻、相手、内容をもれなく記録する。
  - ・記録は事故後のすべての対応について、内容・時刻・相手について記述する。
- 報告文書・・・・・・・・・・・・・・・・・・教頭、生活指導主任、担任
- 電話対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・事務(教頭)
- 校内資料の収集整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・生活指導部
- 該当学生の情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・担任(速やかに)

- ②各種の情報や噂に惑わされないようにする。
- ③保護者、PTA役員等への事情説明は、はっきりしていることを、できるだけ早い段階で行う。
  - ・憶測による無責任な噂や中傷が流れないように理解と協力を求める。
- ④「今、学校では何をすることがよいのか」を基準にして、方策を検討する。
- ⑤できるだけ手厚く、可能な限り最善を尽くす。
  - ・学生入院の場合・・・・・・・・・・その日のうちに見舞う。
  - ・死亡の場合・・・・・・・・・・弔問、通夜、告別式、初七日、四十九日の焼香
  - ・校長、教頭、教務主任、生活指導主任、担任、関係職員ができる限り毎日通う。

## 虐待の早期発見と予防のために

### 「虐待とは」

親または親に代わる保護者による、子どもの健やかな成長を損なう、暴力や養育拒否・怠慢（ネグレクト）等の行為です。

子どもの人権を侵害するだけでなく、時には生命を脅かし、多くは子どもの心に深い傷として残り人格形成に多大な影響があります。また、虐待を受けた子どもが養育者となったときに、虐待者となる可能性が高い等、次世代への影響もあります。

### 行為による分類

身体的虐待－生命・健康に危険のある身体的な暴行－

殴る・蹴る・タバコの火を押しつけるなど、外傷（打撲・内出血・骨折・頭部外傷・刺傷・火傷）を追わせる暴行。

冬に戸外に閉め出す、首を絞める、布団蒸しにする、逆さ吊り、一室に拘束するといった生命に危険のある行為。

養育拒否・放置・保護の怠慢（ネグレクト）

養育放棄及び衣食住や清潔さについて、健康状態を損なうような放置。

（栄養不良・極端な不潔・怠慢ないし拒否による病気の発生）

性的虐待

性交、性的暴力、性的行為の強要・教唆など。

性器や性交を見せる、ポルノグラフィーの被写体などに子どもを強要する。

心理的虐待

暴言・拒否的な態度で心理的外傷を与える行為。

★心理的外傷とは★

不安、怯え、鬱病、凍りつくような無感動や無反応、強い攻撃性、習癖異常など、日常生活に支障をきたす精神状態が現れているものに限る。



## 学校での観察留意事項

### 学生の状態

- ①表情や反応が乏しく笑顔が少ない。
- ②不自然な傷や新旧入り交じった傷がある
- ③体重の増減が異常にみられる。
- ④衣服や身体が常に不潔である。
- ⑤基本的な生活習慣が身についていない。
- ⑥家に帰りたくない。(帰宅をしぶる)
- ⑦年齢不相応の性的な言葉や性的な行為がみられる。
- ⑧理由が明確でない遅刻や欠席が多い。
- ⑨虚言が多い
- ⑩深夜徘徊、家に帰らない。

### 親の状態

- ①粗野で暴力的な臈を公言する。
- ②子どもとの心理的距離が密着し過ぎか、全くの放任か極端である。
- ③学生より、自分の生活や価値観を優先する。
- ④教職員との面談を拒む。
- ⑤感情の起伏が激しく、思い通りにならないと、怒り出す。
- ⑥子どもとの心理的距離が密着し過ぎか、全くの放任か極端である。
- ⑦被害者意識が強い。
- ⑧学生が親の言いなりにならないとひどく怒る。
- ⑨酒やギャンブルへの依存が見られる。
- ⑩夫婦仲が悪い。

## 芦別市災害対策本部指定避難所

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定に基づき、芦別市災害対策本部の求めに応じ、学校及び学生寮を地域住民の避難所とする。

(1) 芦別市内に発生した地震、風水害、その他の災害時(以下、「災害時」という。)における指定緊急避難所及び指定避難所(以下、避難所等という。)としての使用に関して、芦別市と協定を結ぶ。

(2) 避難所契約期間

協定締結日 平成27年3月25日

(双方より指定解除の申し出がない限り、以後の契約期間は4月1日から翌年3月31日まで1年間とし、1年ごとに契約期間を自動的に延長する)

なお、避難所としての利用と対応については、芦別市災害対策本部が行い1、本学は土地建物の利用を許可するのみとする。

また、避難所としての使用を終えたときは芦別市災害対策本部が使用前の原状復帰を行う。

## 北海道防災ヘリコプター及びドクターヘリ離着陸場

北海道消防本部の求めに応じ、本学テストコースを北海道消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの飛行場外離着陸場とする。

(1) 北海道消防本部の求めにより、北海道消防防災ヘリコプター及びドクターヘリによる災害応急対策活動、救急活動、救助活動、火災防御活動、その他の防災活動に関する業務のために使用する。

(2) 土地使用許可契約期間

使用許可日 平成5年9月7日

(双方より指定解除の申し出がない限り、以後の使用許可期間は4月1日から翌年3月31日まで1年間とし、1年ごとに契約期間を自動的に延長する)

## 関係機関一覧表

関係機関名	電話番号	住所
北海道総務部学事課	011-204-5066	〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
空知総合振興局	0126- 20-0200	〒068-8558 北海道岩見沢市 8 条西 5 丁目
北海道滝川保健所	0125-24-6201	〒073-0023 滝川市緑町 2 丁目 3 番 31 号
芦別市総務課総務防災係	0124-22-2111	〒075-8711 北海道芦別市北 1 条東 1 丁目 3 番地
芦別市教育委員会	0124-22-2111	〒075-8711 北海道芦別市北 1 条東 1 丁目 3 番地
芦別市青少年センター	0124-22-3110	〒075-0011 北海道芦別市北 1 条東 2 丁目 4-7
芦別警察署	0124-22-0110	〒075-0031 北海道芦別市南 1 条東 2 丁目 12
芦別警察署上芦別駐在所	0124-22-4328	〒079-1371 北海道芦別市上芦別町 157-69
芦別消防署	0124-22-3106	〒075-0041 芦別市本町 4 2 番地 1
芦別市社会福祉協議会	0124-22-2194	〒075-0011 芦別市北 1 条東 1 丁目 8 番地